

広島県告示第千十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定によって、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和三年十一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

令和三年十一月十五日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社トビセ工業

福山市水呑町四一五四番地六

代表取締役 岡 瑛慈

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二）第三七六〇〇号

四 処分の内容

とび・土工工事業、解体工事業に関する一般建設業の許可の取り消し

五 処分の原因となった事実

株式会社トビセ工業の元役員は、刑法第二百四条の罪により罰金刑が確定（平成二十六年七月一日付け福山簡易裁判所）し、その刑の執行を終了した平成二十六年八月八日から五年を経過しない期間（平成三十年二月二十八日から令和元年五月一日まで）に役員に就任していた。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当すると認められる。